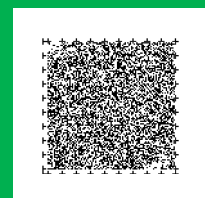
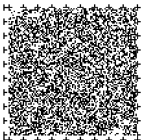


第1章

計画策定にあたって





1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の趣旨

近年の日本では、人口減少や少子高齢化が進み、人口構造の変化による労働力不足や医療・介護負担の増加が課題となっています。また、核家族や単身世帯の増加による家族構成の変化、人々の価値観や生活スタイルの多様化によって、地域での連帯やお互いに支え合う機能が低下し、社会的孤立や地域活動の担い手不足がみられます。

さらに、家庭内での児童・高齢者及び障害のある人等への虐待、高齢の親とひきこもりのこどもの社会的な孤立、障害や病気のある親に代わって家族の介護や身の回りの世話を担う18歳未満の子ども、所得格差の広がり等によって増加している生活困窮者等、地域で生きづらさを抱えている住民に対して、分野を横断した包括的な課題への対応が求められています。

加えて、大規模地震や大雨による水害、土砂災害等の自然災害に対して、行政による防災・減災対策の強化とあわせて、いざという時に助け合える地域コミュニティの役割が注目されるようになってきました。

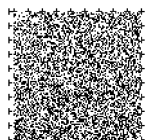
こうした中、国では、制度間の連携を強化するとともに、制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築することを推進しています。また、公的な支援制度の充実を図ることに加えて、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域を共に作る「地域共生社会」の実現を目指して取り組むことが示されています。

和光市(以下「本市」という。)においては、平成17(2005)年から、行政の計画である「和光市地域福祉計画」と、民間の計画である「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」で共に連携を図り、本市の地域特性等を反映した第一次、第二次及び第三次地域福祉計画を策定し、地域福祉の取り組みを推進してきました。

また、第三次計画以降は、連携を強化して取り組みを進めていくため「和光市地域福祉計画」及び「和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。直近では、令和2(2020)年の社会福祉法の改正(包括的支援体制の整備を地域福祉計画に記載すべき事項とする)等を受け、令和5(2023)年3月に中間見直しを行いました。

この度、第四次計画が令和7(2025)年度をもって終了することから、国の動向や本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度の6か年を計画期間とする「第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」(以下、「本計画」または「第五次計画」という。)を策定することとしました。

なお、本計画は、第四次計画に引き続き「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援計画」「再犯防止推進計画」を位置付けるとともに、新たに「困難な問題を抱える女性の支援基本計画」を包含して策定することとします。



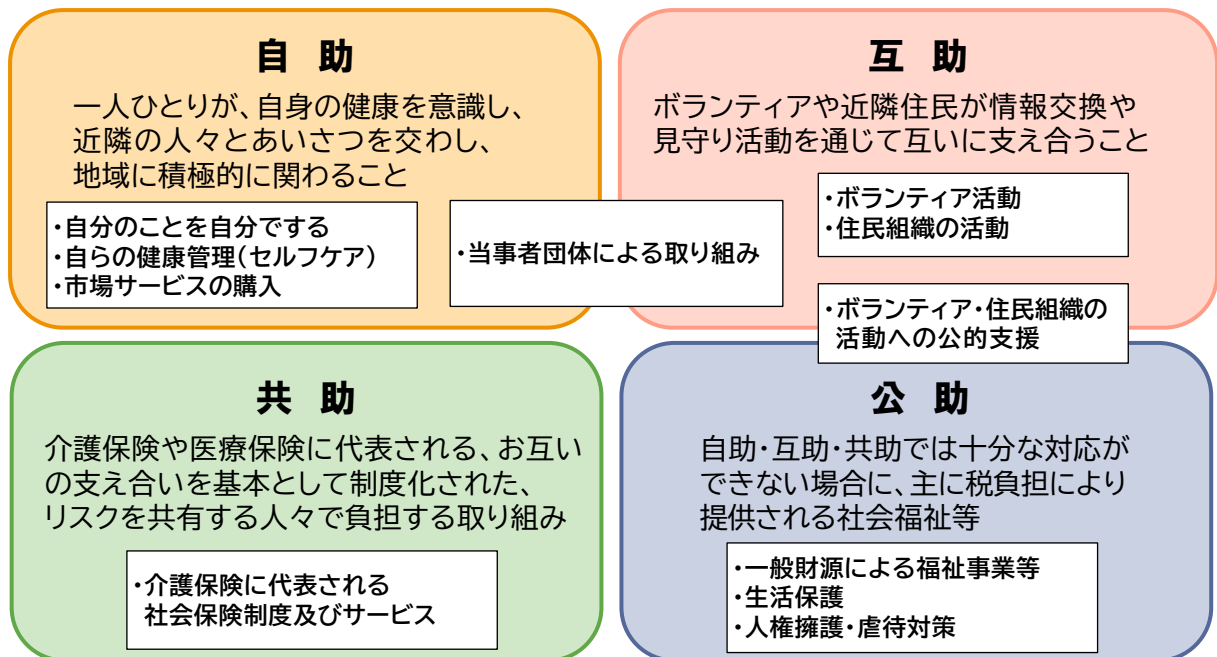
(2)地域福祉とは

地域福祉とは、地域に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域に暮らす住民の困りごとや課題は多様であり、1つの福祉サービスの提供だけでは解決できない複合的かつ深刻な問題があります。そこで、地域福祉の推進には、ボランティア活動や地域の見守り活動等、住民が自ら地域の課題に取り組むことで、公的機関だけでは対応しきれないきめ細かな支援ができるようになります。

地域福祉を浸透させるためには、住民一人ひとりの主体的な力(自助)と、身近な住民同士の相互協力(互助・共助)、公的機関による支援(公助)を、重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。それぞれの地域が持つ「自助」「互助」「共助」「公助」の役割を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」をバランスよく組み合わせることで、誰もが生き生きと暮らせる、持続可能な共生社会の実現に不可欠な取り組みです。

【自助・互助・共助・公助の関係】

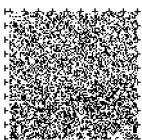


なお、本計画では、以下のように用語を用いています。

福祉: 全ての人を対象とした「**心**だんの**く**らしの**し**あわせ」であり、誰もが安心して暮らすことができることをいいます。

市民: 市内在住・在勤・在学者のことを含め、市内で活動されている方等、本市に関わりのある人のことをいいます。

住民: 実際に本市に住んでいる人のことをいいます。本計画において、市民と住民は時と場合によって使い分けています。



(3) 地域共生社会とは

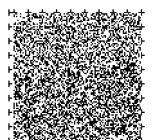
国では、少子高齢化や人口減少、地域社会の変化に伴う多様な福祉ニーズに対応するため、「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、こどもから高齢者、障害のある人まで、全ての市民が、それぞれの立場や状況を超えて、地域でつながり、支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる社会を指します。

具体的には、福祉、医療、介護、教育、就労等、既存の分野や制度の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や、NPO法人、企業、行政等が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、全ての人の生活の基盤としての地域を共に作っていくことを目指しています。

【地域共生社会】



資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料より作成



2. 計画の位置付け

(1) 法等による位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に該当し、地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

市町村地域福祉計画の策定については、平成30(2018)年4月の改正社会福祉法の施行により、任意とされていたものが努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。加えて、令和2(2020)年の社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

また、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、平成26(2014)年3月27日の社会・援護局長通知に基づく「生活困窮者自立支援計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する計画」を包含するものとしします。

〈社会福祉法より抜粋〉

第6条(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

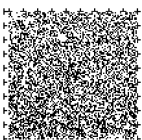
第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



〈成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋〉

第14条(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〈平成26(2014)年3月27日 社会・援護局長通知より抜粋〉

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援(いわゆる「第2のセーフティネット」)を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけ、計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(以下「生活困窮者自立支援方策」という。)を定めたので通知する。

〈再犯の防止等の推進に関する法律より抜粋〉

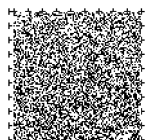
第8条(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

〈困難な問題を抱える女性への支援に関する法律より抜粋〉

第8条(都道府県基本計画等)

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。



(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域の福祉ニーズを把握し、住民・事業者・行政等と連携し、地域におけるさまざまな福祉問題を計画的に解決していくための基本指針とするものです。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」((社福)全国社会福祉協議会)では、「地域福祉計画と地域福祉活動計画については、地域福祉を推進するために「連携」「協働」や「補完」するものとして位置付けられている」と記載されています。

〈社会福祉法より抜粋〉

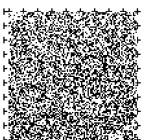
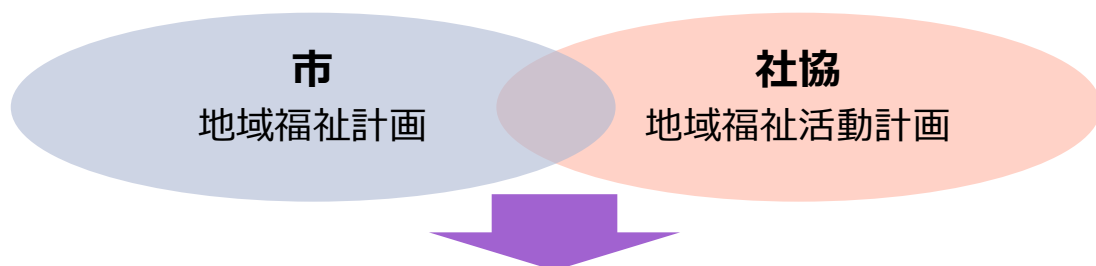
第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

本市及び和光市社会福祉協議会(以下、社協という。)では、第四次計画から引き続き、地域福祉推進のための基盤や体制を作る地域福祉計画と、それを実行するため、「自助」「互助」の具体的活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定しています。このことにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等、地域に関わるものの役割や協働が明確になり、和光市独自の取り組みとして、地域共生社会を実現することを念頭に置いたさまざまな地域課題を解決する福祉基盤を構築し、実行性を高めます。

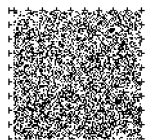
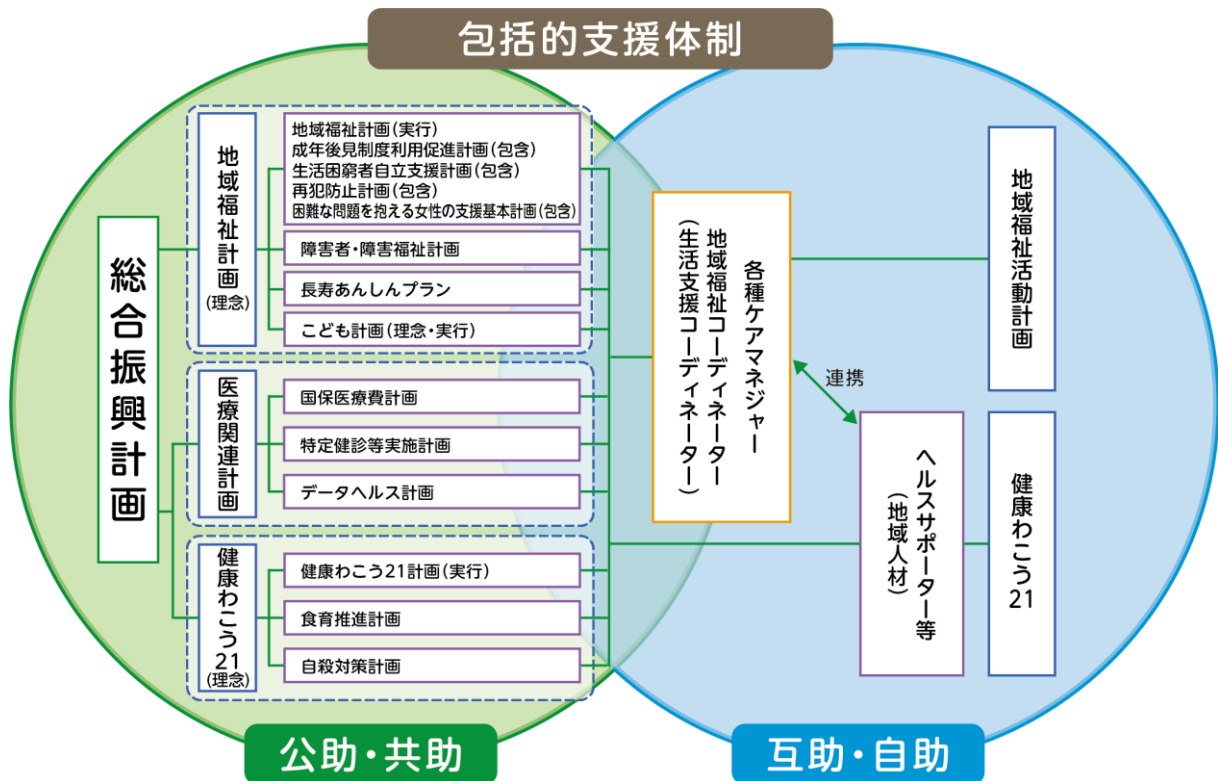


(3)他計画等との関係

地域福祉計画では、他の福祉関係計画の理念及び共通事項を定め、また関係計画では、その内容を踏まえて、施策の実行において相互連携を図っています。

また、地域福祉計画と同様に、理念と共通事項を定め、各関係計画の連携を図っている「医療関連計画」及び「健康わこう21計画」と、地域福祉計画がそれぞれ連携することで、関係する計画の施策全てが機能的に連携することを目指します。

【他計画等との関係】

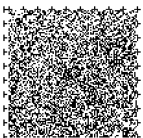


3. 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの【6か年】を計画期間とします。

【地域福祉計画及びその関連計画の期間】

計画	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
和光市総合振興計画	第四次	第五次										第六次	
地域福祉計画 地域福祉活動計画		第四次						第五次					
障害者計画・障害福祉計画	第五次 第5期	第六次・第6期			第七次・第7期			第八次・第8期			第九次 第9期		
長寿あんしんプラン	第7期	第8期			第9期			第10期			第11期		
こども計画 (子ども・子育て支援事業計画)		第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画						
健康わこう21計画 食育推進計画		第二次健康わこう21計画 第三次食育推進計画						第三次健康わこう21計画 第四次食育推進計画					
自殺対策計画		第1期		第2期			第3期			第4期			
国民健康保険保健事業実施計画		第2期			第3期						第4期		
特定健康診査等実施計画		第3期			第4期						第5期		
国民健康保険事業計画	第1期	第2期			第3期			第4期			第5期		



4. 計画の推進体制

本計画は、市民・社協・市の3者の協働により推進するものです。そのため、それぞれがその役割を担い計画を推進していくとともに、定期的な推進状況等の情報共有や計画の見直しを行う必要があります。計画の円滑かつ確実な推進のため、以下の取り組みを実施します。

○和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

本計画を実行性のあるものとするために、市民・社協・市の3者で構成する委員会を設置し、計画に基づいた活動を展開し、適宜評価を行っていきます。

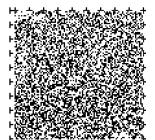
また、計画の中間年の見直し、あるいは法改正等、社会情勢の変化に応じた必要な見直しを図るため、検討部会の設置等を行います。

○職員推進部会

第四次計画に引き続き、社協内部に「職員推進部会」を設置し、地域福祉活動計画における具体的な事業の検討及び各部署・各施設における日常の点検・進捗管理を行います。

活動計画における取り組みについては、社協の部署ごとに、より具体的な事業を検討し、それぞれの年次計画に落とし込みます。また、社協職員が一丸となって計画を推進していきます。事業の進捗状況の把握、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的な点検・評価、計画の見直しを行います(概ね年3回)。

着実に計画を推進していくために、共通理念・目標のもと、各部署・各施設での業務に取り組めます。これにおいても社会情勢やニーズに合わせた事業展開を心掛け、地域福祉の推進に努めます。



5. 計画の評価手法

本計画は、SPDCA サイクルに沿って評価を実施します。

「和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において本計画を定め(PPLAN)、計画に基づいて事業を実施していく(DO)とともに、進捗確認・事業評価を行い(CHECK)、必要に応じて見直し・改善をしていながら(ACTION)、次期計画のための調査の準備等を行っていきます(SURVEY)。

【計画における SPDCA サイクル】

